

地方創生加速化交付金事業

【地方創生加速化交付金とは】

平成 26 年 12 月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、地方公共団体は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を進めてきました。守谷市も平成 28 年 2 月に策定したところです。

地方創生加速化交付金は、各地方公共団体の総合戦略に基づく事業が加速化するよう「一億総活躍社会の実現に向けて実施すべき対策」において位置付けられ、昨年末に国から示されたものです。

交付決定については、地方創生に関する事業であれば、どのような事業でも認められるということではなく、事業の「自立性」、「官民協働」、「地域間連携」、「政策間連携」という観点が重視されました。

守谷市では、平成 28 年 3 月に 2 事業について交付決定をいただき、その 1 つが、「公共交通強化による地方移住促進事業」というものになります。

【「公共交通強化による地方移住促進事業」とは】

(1) 交付決定額

35,000 千円

(2) 内容

公共交通の強化を図り、住まう場としての魅力を向上させ、移住を促進させるというものです。

- ① 「バスロケーションシステム」をモコバス・路線バスに導入
- ② モコバスに「IC カードリーダー」を導入
- ③ 公共交通関係調査

(3) 実施者

本事業は、守谷市地域公共交通活性化協議会の意見等を聞きながら、交付決定をいただいている「守谷市」が実施することとなります。